

令和5年5月1日

大分川下流域かわまちづくり推進部会 宛

住所（法人、団体にあつては所在地）

大分市●●

氏名（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

株式会社かわまちづくり 代表 かわまち太郎

社会実験参加申請書

大分川下流域かわまちづくり社会実験の募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

カヌー体験教室及びキッチンカーによる飲食物の販売

2 活動のエリア

宗麟大橋上流側の河川敷及び水面 ※別紙図面に具体的な位置を示してください。

3 出店する店舗数

飲食店： 1店舗、 売店： 0店舗、 その他： 1店舗

4 使用期間

令和5年6月1日～令和6年3月15日（使用期間289日、実働見込み82日）
（使用する時間帯：午前9時～午後4時）

5 提出書類（各1部）

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ・賑わいづくり事業計画書（様式3号）

6 連絡先

担当者氏名（ふりがな）：かわまち太郎（かわまちたろう）

電話：000-000-0000

FAX：000-000-0000

E-mail：●●@●●.ne.jp

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、当該事項に関する書類の提出を大分川下流域かわまちづくり推進部会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和5年5月1日

大分川下流域かわまちづくり推進部会 宛

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 大分市●●

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな) かわまちづくり かわまち たろう

氏 名 株式会社かわまちづくり 代表 かわまち太郎

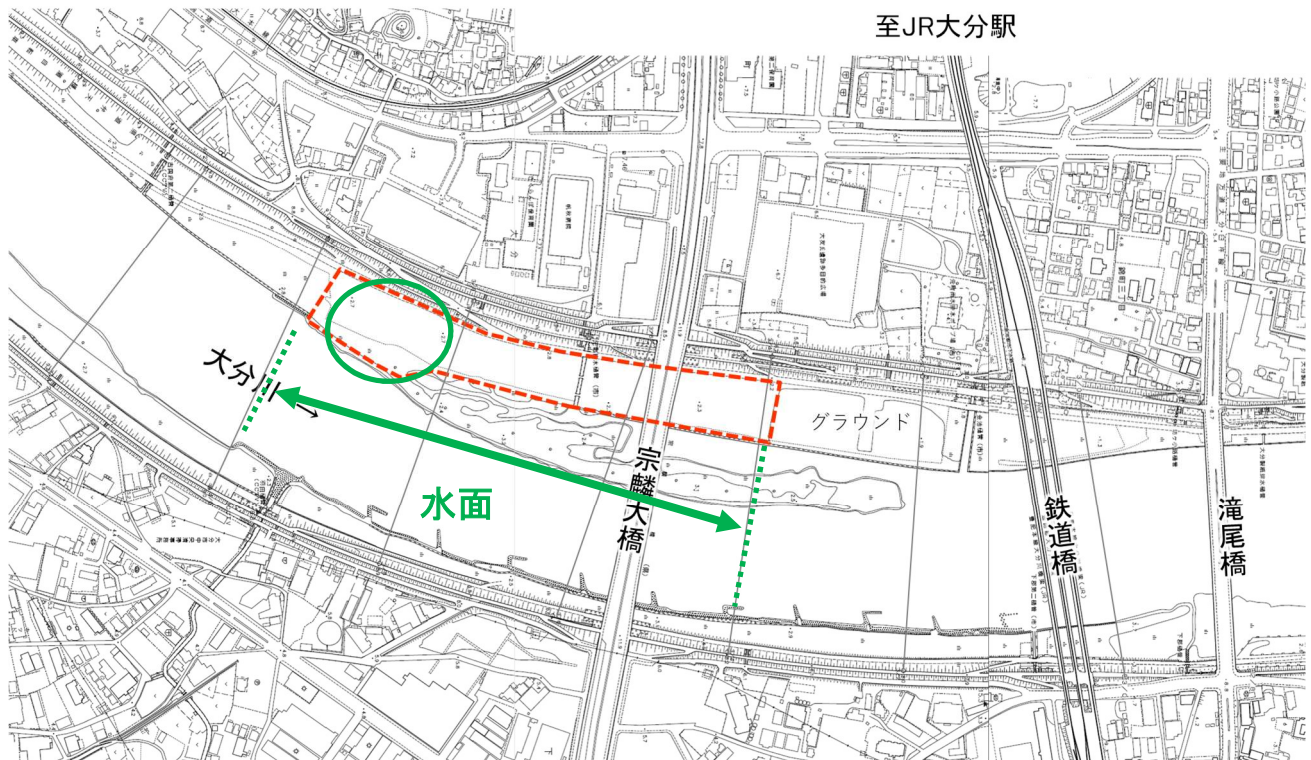
生年月日（明治・大正・昭和）平成）●●年●●月●●日（男・女）

※法人及び団体の場合は役員全員の氏名（ふりがな）、生年月日及び性別が明らかとなる資料を添付すること。

賑わいづくり事業計画書

氏名（団体名称）	株式会社かわまちづくり
事業概要	<p>①事業内容 カヌー体験教室及びキッチンカーによる飲食物の販売</p> <p>②事業期間（出店期間） 令和5年6月1日～令和6年3月15日のうち毎週土曜日と日曜日 （使用する時間帯：午前9時～午後4時）</p> <p>③事業実施個所（希望する場所） 宗麟大橋上流側の河川敷及び水面（別紙：緑色で記載の箇所）</p>
仮設工作物等配置図	
事業計画の詳細 （審査基準への適合）	<p>① 地域、社会実験への理解 大分川近隣の事業者として大分川を活用した地域活性化に関心を持っていた。 大分川の水面を活用したカヌー体験教室により大分川での水上アクティビティの魅力を発信・定着させ、広域からの集客による地域の賑わいづくりにつなげたい。さらに地域の食材をつかったドリンク・軽食の販売を通じ、休日の散策や部活帰りの学生等を対象とした新たな魅力スポットを創出する。</p> <p>② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 出店はキッチンカーによるため施設設置等を行わない。カヌー等の資機材を車両搬送する際には轍ができないよう配慮する。ゴミ箱を設置し、販売で生じたゴミは持ち帰る。毎日の撤収時には周辺の清掃を行い、原状回復する。</p> <p>③ 河川利用者、来場者への配慮 散策やサイクリング利用者の通行の妨げとならないよう、駐車位置や出店位置を配慮する。苦情やトラブルがあった場合には、責任者が対応するとともに事務局に報告する。 カヌー体験時は安全監視船を出し、参加者はライフジャケットの着用・レクリエーション保険の加入を徹底する。</p> <p>④ 出水時等の緊急対応 降雨等による出水の恐れがある場合は営業を中止し、速やかに資機材を撤去する。</p> <p>⑤ 関係法令の対応 出店はキッチンカーによるため施設設置等を行わない。 飲食物の販売にあたり事前に保健所へ営業許可手続きを行う。</p>

※ 書ききれない場合は、別紙（様式自由）や図面等を添付してください。



社会実験実施対象箇所 位置図

※赤線（破線）で囲われた箇所が使用可能なエリアを表しています。